

薬生食輸発1208第1号
令和2年12月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(フィリピン産パパイヤのデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年12月3日付け薬生食輸発1203第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、フィリピン産パパイヤのデルタメトリン及びトラロメトリンについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。